

東京都災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(制定) 令和 5 年 1 月 3 1 日 4 福保総総第 1 0 0 9 号

(改正) 令和 7 年 2 月 2 6 日 6 福祉総総第 1 2 4 4 号

最終 (改正) 令和 8 年 3 月 4 日 7 福祉総総第 1 2 7 2 号

1 目的

東京都内及び都外での大規模災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、必要な福祉的支援を行う東京都災害派遣福祉チーム（以下「東京DWA T」という。）を編成し、一般避難所及び福祉避難所（以下「避難所」という。）、社会福祉施設等並びにその他被災地域で生活する要配慮者のもとに派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的とする。

2 構成等

東京DWA Tの構成等は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 構成

東京都災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構成団体に所属する福祉専門職等により構成する。

(2) チーム員の登録

ア ネットワーク本部は、ネットワークの構成団体に所属する福祉専門職等のうち、登録研修を修了した者を東京DWA T名簿にチーム員として登録し、東京都災害派遣福祉チーム員登録証（別記第 1 号様式）（以下「登録証」という。）を交付する。

イ チーム員は、登録証を紛失し、または損傷したときは、直ちに東京都災害派遣福祉チーム員登録証再交付申請書（別記第 2 号様式）をネットワーク本部に提出し、登録証の再交付を受けるものとする。

ウ チーム員は、東京都災害派遣福祉チームの登録を辞退するときは、東京都災害派遣福祉チーム員辞退届（別記第 3 号様式）をネットワーク本部に提出し、登録証を返還するものとする。

(3) その他

チーム員登録者への連絡体制その他チームの編成等に必要な事項は別に定める。

3 派遣の決定

ネットワーク本部は、次の各号に掲げる場合に、別に定めるところにより東京D

WATを派遣する。

- (1) 都内で大規模災害が発生し、東京都（以下「都」という。）が被災自治体から派遣要請を受け、派遣を決定した場合
- (2) 都外で大規模災害が発生し、都が国又は被災自治体から派遣要請を受け、派遣を決定した場合
- (3) その他、都及び東京都社会福祉協議会が必要と判断した場合

4 活動内容

東京DWA Tは、要配慮者情報の収集やアセスメントを実施するとともに、以下の各号に掲げる活動に従事する。必要に応じて、福祉専門職等の派遣調整等を行うネットワーク本部の業務にも従事する。なお、活動記録の作成その他チームの活動に必要な事項は別に定める。

(1) 避難所における活動

派遣先の避難所において、避難所管理者の指示の下、要配慮者への生活支援、相談支援、避難所業務の補佐等を行う。活動に当たっては、被災自治体や避難所の管理者と十分に連携を図ることとする。

(2) 社会福祉施設等における活動

派遣先の社会福祉施設等において、施設管理者の指示の下、施設利用者への介護及び生活支援、施設業務の補佐等を行う。活動に当たっては、施設管理者と十分に連携を図ることとする。

(3) その他被災地域における活動

被災地域において、地域で生活する要配慮者への生活上の支援、相談支援等を行う。活動に当たっては、被災自治体や支援関係機関等と十分に連携を図ることとする。

5 派遣終了等

(1) 派遣の終了

ネットワーク本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災自治体や施設管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定する。

(2) 成果等の共有

ネットワーク本部は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、成果や課題を他のチーム員やネットワークの構成団体等の間で共有する。

6 派遣費用の負担

チームの派遣に要する費用は、災害救助法等関係法令の定めるところにより、以下の各号のとおり都又は受入施設が負担する。ただし、これにより難しい場合は、都、被災自治体、東京都社会福祉協議会、施設管理者等関係者等の協議により決定することができる。

(1) 社会福祉施設等における活動

ア 派遣に要する旅費等の実費
都が負担する。

イ 派遣に要する人件費
受入施設が負担する。

(2) 社会福祉施設等以外への派遣に要する人件費、旅費等の費用
都が負担する。

7 研修、訓練等

ネットワーク本部は、チーム員やネットワーク構成団体の関係者等に対し、東京DWA Tの活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修及び訓練等の実施に努める。チーム員はネットワーク本部が実施する研修及び訓練等への参加に努める。

8 守秘義務

東京DWA Tの関係者は、東京DWA Tの活動を通じて知り得た施設情報、個人情報等の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。活動の終了後も同様とする。

9 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則（令和5年1月31日付4福保総総第1009号）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日付6福祉総総第1244号）

この要綱は、令和7年2月26日から施行する。

附 則（令和8年3月4日付7福祉総総第1272号）

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。